

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年1月18日

【会社名】 株式会社ノジマ

【英訳名】 Nojima Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 野島廣司

【本店の所在の場所】 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
クイーンズタワーB 26階

【電話番号】 050(3116)1212(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役財務経理部長 田之頭 泰彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年1月17日の取締役会において、当社の子会社であるNojima Asia Pacific Pte.Ltd.（以下「Nojima Asia」といいます。）を通じて、シンガポールにおいて、Courts Asia Limited（以下「CAL社」といいます。）の発行済株式総数の全株式を対象とした金銭を対価とする任意的公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議し、これにより、CAL社が当社の特定子会社に該当する可能性がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

なお、当社の取締役（本書類準備の管理を委託した取締役を含みます。）は、本書類に記載された事実や意見が公正かつ正確であり、本書類に記載されていない重要な事実であってその不記載が誤解を招くようなものもないように本書類を作成すべく、合理的な注意を果たしております。また、CAL社から取得した情報、又は公から取得した情報について、当社及びNojima Asiaの取締役は、当該情報が正確に取得され、又は正確に本書類に反映されたものであることを確認すべく合理的な照会を行っております。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	Courts Asia Limited
住所	50 Tampines North Drive 2, Singapore 528766
代表者の氏名	Terence Donald O' Connor
資本金の額	267,329,001シンガポールドル
事業の内容	家電、IT製品及び家具の小売事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数

異動前	-
異動後	未定(注)

総株主等の議決権に対する割合

異動前	-
異動後	未定(注)

(注) 本公開買付けの完了に伴い、2019年3月（予定）に確定される見込みです。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由	本公開買付けの実施により、CAL社の議決権の過半数を取得した場合には当社の特定子会社に該当することになります。
異動年月日	2019年3月（予定）